

# 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方の申出の手続き

- ◎ 今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ「**申出書**」を提出してください。
  - ※「申出書」は、配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。
  - ※「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や総務省ホームページなどで入手できます。
  - ※4月30日を過ぎても申出をすれば給付金を受け取ることができます。  
**まずは、速やかに、各市区町村の窓口にご相談ください。**
  
- ◎ 「申出書」には、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類の**いずれかの**添付が必要です。
  - ・ 婦人相談所等が発行する「証明書」又は市区町村、福祉事務所、民間支援団体等が発行する「確認書」
  - ・ 保護命令決定書の謄本又は正本
  
- ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。
  
- ※ 令和2年4月28日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。
  
- ※ ご自身で申出・申請することが困難な場合は、代理申出・申請が可能です。
  
- ※ 上記の「証明書」「確認書」について、申出時に提出できない場合には、給付金支給申請時に提出いただくことができます。
  
- ◎ 「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された、今お住まいの住所等の情報は知らせません。
  
- ◎ 特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。
  
- ◎ 詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

【発行】  
総務省特別定額給付金室

# 配偶者やその他親族から暴力などを受けて避難している方でも、今お住まいの市で給付金を受け取ることができます!

Q 住民票がない市区町村からでも給付金を受け取れるの？

A 事情があり住民票を移せない人などで、一定の要件を満たす場合は避難先のお住まいの市区町村から給付金を受け取ることができます。

Q どんな人が対象になるの？

A 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方で、事情により基準日(令和2年4月27日)までに住民票を移せない方が対象になります。

Q 満たすべき「一定の要件」ってなに？

A 次の3つのうちどれか1つに該当していることです。

- ① 裁判所による保護命令が出されていること
- ② 婦人相談所による「証明書」又は、市区町村、民間支援団体等による「確認書」が出されていること
- ③ 基準日の翌日以降に住民票を移し、閲覧制限などの「支援措置」の対象となっていること

Q 避難先の今住んでいる市区町村から支給してもらうにはどうすればいいの？

A まずは、お住まいの市区町村の給付金担当窓口へ、申出させていただきます。

Q 配偶者以外の親族からの暴力等を理由に避難している場合に、「確認書」を発行してもらうにはどこに相談すればいいの？

A それぞれ相談内容によって相談場所が異なります。  
まずは今お住まいの市区町村の窓口へ相談しましょう。

Q 事前申出期間を過ぎても給付金をもらえるの？

A 4月30日までの事前申出期間を過ぎても申出をすれば給付金を受け取ることができます。  
まずは、速やかに、今お住まいの市区町村の窓口へ相談しましょう。